

大阪市告示第1280号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、大阪港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和7年9月19日

大阪港港湾管理者 大阪市
代表者 大阪市長 横山英幸

1 大阪港港湾計画の変更の概要

令和6年大阪市告示第1632号（港湾法に基づく大阪港港湾計画の変更の概要の公示）により、その変更の概要を告示した大阪港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 土地利用計画

(単位：ha)

	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
夢洲地区	(74) 74	(64) 64	(44) 44		96	(25) 25		(88) 88	(295) 391

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

(1) 場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
A T Cビル I T M棟 10階
大阪港湾局 正面玄関付近

(2) 期間

告示日から2週間

(3) 時間

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

（大阪港湾局計画整備部計画課）